閲覧用

平成２７年　第３回

神埼市農業委員会総会議事録

平成２７年３月５日

神埼市農業委員会

平成２７年　第３回神埼市農業委員会総会議事録

１．開催日時　平成２７年３月５日（木）　　９時２８分　開会

２．開催場所　神埼市役所　３－３会議室

３．出欠者の状況

出席委員　２９名　　欠席委員　　８名　　傍聴者　０名

番号	役　職	氏　　名	出欠	番号	役　職	氏　　名	出欠
１	会　長	田中　久男	出	２０	委　員	馬場　英征	出
２	副会長	森　　義博	出	２１	委　員	服巻　玉美	出
３	委　員	川浪　恒男	出	２２	委　員	栁川　芳和	出
４	委　員	八谷　　実	出	２３	委　員	荒木　初男	出
５	委　員	中島　和則	出	２４	委　員	大澤　一士	出
６	委　員	鳥谷　隆則	出	２５	委　員	納富　照海	出
７	委　員	小渕　一男	欠	２６	委　員	副島　良治	欠
８	委　員	森田　昭己	出	２７	委　員	本村　宣行	出
９	委　員	宮島　岩夫	出	２８	委　員	貞包　和則	出
１０	委　員	廣瀧　恒明	欠	２９	委　員	鐘ヶ江政明	出
１１	委　員	志岐　善隆	欠	３０	委　員	中原　義高	出
１２	委　員	佐藤　芳春	出	３１	委　員	宮地　恆代	出
１３	委　員	早田　勝彦	欠	３２	委　員	貞島　正則	欠
１４	委　員	片江　　護	欠	３３	委　員	舩津　義隆	出
１５	委　員	北御門　勇	欠	３４	委　員	髙尾　謙一	出
１６	委　員	江口　佳昭	出	３５	委　員	西村　千秋	出
１７	委　員	野口　富三	出	３６	委　員	井田　克己	出
１８	委　員	島　　榮治	出	３７	副会長	倉谷　勝英	出
１９	委　員	酒見　貞之	出				

４．議事日程

日程第１　議事録署名委員の指名

１６番　江口　佳昭　委員　　１７番　野口　富三　委員

日程第２　会議書記の指名

事務局長　中牟田　敏彦　　係長　山口　秀利

日程第３　付議事件

議案第１号	農地法第５条の規定による許可申請について	３件
議案第２号	農地法第３条の規定による許可申請について	１件
議案第３号	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について	２件
議案第４号	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	１５２件
報告第１号	農地法第１８条第６項の規定による通知の確認について	６件

５．説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	中牟田　敏彦
農政農地係長	山口　秀利
農政農地係主査	有馬　靖子

【農政水産課職員】

農政企画係長	平　　義孝
農政企画係主事	別府　卓馬

６．会議の概要

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、平成２７年第３回神埼市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

会　長

おはようございます。

３月に入りまして、外の方では梅の花も赤色・白色ということで咲き誇っているとこでございます。本当に過ごしやすい季節になりました。

今国会ではですね、議会が開会中でありまして、農業を取り巻く情勢というのが、制度改革等が大きく変わろうとしています。私達農業委員、選挙委員の皆様においては、任期も余すところ１年でありますが、私達以降の委員さんにスムーズに引継ぎが出来る制度であってほしいというふうに願っております。

話は変わりますけれども、２月２７日に開催されました県の常任会議で。下西地区の

方で集落営農の法人化をするということで。県の方から話がありまして、私も聞いておりませんでしたけれども、びっくりしたところでございますが。神埼市においてもですね、法人化を検討している地区もあると聞いております。国が推進する農業の法人化には、私達農家、農業委員会等は避けては通れない問題でございます。それぞれの地区で勉強会等、実施されているというふうに聞いておりますが。ただ結論ありきではなく、十分な議論がですね、地区の中でされていけば良いというふうに思っております。

以上で挨拶は終わると致します。

それでは、只今より平成２７年第３回神埼市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は、２９名でございます。

欠席届の方が、７番小渕委員、１０番廣瀧委員、１１番志岐委員、１３番早田委員、１４番片江委員、１５番北御門委員、２６番副島委員、３２番貞島委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神埼市農業委員会会議規則第６条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長にお願いをいたします。

（会長これより議長となる。）

議　長

日程第１　議事録署名委員の指名をいたします。

神埼市農業委員会会議規則第２１条第３項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、１６番江口佳昭委員さんと１７番野口富三委員さんの２名をご指名いたします。

どうか、よろしくお願いいたします。

議　長

日程第２　会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の中牟田局長、山口係長を指名いたします。

議　長

日程第３　付議事件

議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請について　　３件

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について　　１件

議案第３号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
　　農用地利用集積計画（所有権移転）について　　２件
議案第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
　　農用地利用集積計画（利用権設定関係）について　　１５２件
報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知の確認について　　６件
以上でございます。

議　長

申請者の方が入室されますので、しばらく待ってください。

（申請者入室）

議　長

それでは、議案書の１ページをお開き頂きたいと思います。
議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。
受付番号１番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第１号、受付番号１番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請を説明します。

受付番号１番、申請地所在、神埼町〇〇、畑３８６㎡、申請理由「申請地は、道路に面していて近隣に日用品の販売店やコンビエンスストアがあり、賃貸用住宅用地として適しているので申請したい。」ということです。

申請人は、譲り渡し人、鳥栖市〇〇、譲り受け人、佐賀市〇〇　株式会社〇〇、施設の用途は賃貸用住宅、駐車場などで３８６㎡です。事業費は土地代、整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金は同額全て自社資金です。転用着工は平成２７年４月、工事完成は平成２７年７月の予定です。受付番号１番の申請は所有権の移転です。農振除外決定は平成２３年１２月１９日、農地区分第２種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」です。位置図などについては５ページから７ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については、金融機関発行の残高証明書が提出されています。また、信用については土地利用計画図、建築平面図、工事費見積書などが提出され、問題はないと思われます。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などについてはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施す

る旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神埼市建設課より合併浄化槽排水に伴う道路法第２４条工事施工承認申請書の写しが提出されています。農地以外の土地利用については、該当するものはありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われます。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接の道路側溝へ排水する計画で、汚水などは合併浄化槽を設置して同じく道路側溝へ排水する計画です。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあっては、佐賀東部土地改良区から「受益地除外の証明」、神埼町土地改良区から「地区外であり支障なし」、神埼市教育委員会から「当該地は○○遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法第９３条に基づく届出と確認調査を行う必要がありますが、手続きは完了しています。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。議案第１号、受付番号１番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

○○番○○委員さん、よろしくお願いいたします。

○○番○○委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

○○番の○○です。

第１号議案の受付番号１番の申請については、私の担当地区です。申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長・生産組合長にもお会いして話を伺ったところでございますが、申請地の周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えておりますので、ご審議をよろしくお願いします。

議　長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号１番について、何かご質疑ございませんでしょう

か。

議　長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

（申請者退室）

議　長

議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請、受付番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議　長

申請者の入室をお願いいたします。

（申請者入室）

議　長

次に、受付番号２番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第１号、受付番号２番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号２番、申請地所在、脊振町〇〇、田１，３８８㎡、申請理由「私は現在借地して〇〇を営んでいますが、規模拡大を図る目的で申請地を購入し、〇〇として利用したい。」ということです。

申請人は、譲り渡し人、佐賀市○○、譲り受け人、神埼市脊振町○○、施設の用途は○○などで１，３８８㎡です。事業費は土地代、整地費、建設費など総額○○千円で、資金は同額全て借入金です。転用着工は平成２７年４月、工事完成は平成２７年６月の予定です。受付番号２番の申請は所有権の移転です。農振除外決定は平成２５年３月２２日、農地区分第２種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」となっています。位置図などについては８ページから１０ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については総事業額５００万円以下のため資料提出の必要はありません。また、信用については土地利用計画図、建築平面図、造成費見積書などが提出され、問題はないと思われます。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、該当するものはありません。農地以外の土地利用については、該当するものはありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて、申請面積は妥当と思われます。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接水路へ排水し、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあっては、佐賀東部土地改良区及び神埼市内の土地改良区の施工地区ではありません。神埼市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。議案第１号、受付番号２番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

○○番委員さん、よろしくお願いいたします。

○○番○○委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

○○番の○○です。

第１号議案の受付番号２番の申請は、私の担当地区です。申請内容については、ただいま事務局の方からの説明のとおりです。

私も現地を確認し、区長さん・生産組合長さんともお会いし話を伺いましたが、申請

地の周辺に農地はありますが、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議　長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号２番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議　長

ございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

（申請者退室）

議　長

議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請、受付番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

（申請者入室）

議　長

次に、議案書の２ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号３番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第１号、受付番号３番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号３番、申請地所在、千代田町○○、田４５４㎡、申請理由「現在、親の家に同居していますが、手狭な為申請地に住宅建築を計画しました。」ということです。

申請人は、貸し付け人、神埼市千代田町○○、借り受け人、同住所○○、施設の用途は住宅、物置、駐車場などで４５４㎡です。事業費は整地費、建設費など総額○○千円で、資金は自己資金と借入金で○○千円です。転用着工は平成２７年４月、工事完成は造成後約１年間の土地養生期間を取られたうえで平成２８年９月末の完了の予定です。受付番号３番の申請は使用貸借権の設定です。農振除外決定は平成２３年１２月１９日、農地区分第２種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」となっています。位置図などについては１１ページから１３ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については金融機関発行の融資証明書となるもの及び自己資金にて既に支払済みの住宅建設業者発行の契約領収書が提出されています。また、信用については土地利用計画図、建築平面図、造成・建築費見積書のほか、先程の契約領収書が提出されており、特に問題はないと思われます。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神埼市建設課より住宅建設着手までに合併浄化槽排水に伴う水路の占用許可申請書を提出するよう指導があっています。農地以外の土地利用については、該当するものはありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて、申請面積は妥当と思われます。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は新設の溜桝を経由して水路へ排水する計画で、汚水は合併浄化槽を設置して水路へ排水する計画です。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議にあっては、佐賀東部土地改良区から「協議が整い、差し支えない」、千代田町土地改良区から「地区外により支障なし」、神埼市教育委員会から「当該地は、○○遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法第９３条に基づく届出と確認調査を行う必要がありますが、手続きは完了しています。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。議案第１号、受付番号３番について、地区担当委員

の意見でありますが、土地の所在は千代田町〇〇でございますので、私〇〇番の「〇〇委員」が意見を述べさせていただきます。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりであります。

私も現地を確認し、区長・生産組合長にもお会いして話を伺いましたが、申請地は宅地に隣接した水路に囲まれた農地で、今回の転用によって周辺農地の営農に支障を来たすことはないということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えておりますが、ご審議をよろしくお願いします。

議　長

只今から、受付番号３番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議　長

ございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

（申請者退室）

議　長

議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請、受付番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議　長

次に、議案書の３ページをお開き頂きたいと思います。

議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号１番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第２号、受付番号１番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請を説明します。

受付番号１番、申請地所在、脊振町〇〇、田２，６７７㎡、申請理由「経営規模の拡大の為、取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。売買価格は、１０ａ当たり〇〇円で取引されているとのことです。許可基準である農地法第３条第２項の第１号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。第４号ですが、１５０日以上農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。第５号ですが、権利取得後の経営面積が３０ａ以上で基準を上回ります。第７号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号１番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議　長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請、受付番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可することに決定いたします。

議　長

次に、議案書の４ページをお開き頂きたいと思います。

議案第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による、農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題といたします。

受付番号１番と受付番号２番は、農業公社への売渡しによる所有権移転であります。

それでは、受付番号１番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第３号、受付番号１番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

受付番号１番です。平成２７年２月にあっせん委員を決定し、調整の結果買い受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在、神埼市神埼町〇〇　他４筆

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。買い受け人については来月以降審議の予定です。

以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号１番について何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議　長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第３号、受付番号１番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

議　長

次に、受付番号２番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第３号、受付番号２番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号２番です。平成２７年２月にあっせん委員を決定し、調整の結果買い受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在、神埼市神埼町〇〇　他１筆

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。買い受け人については来月以降審議の予定です。

以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号２番について何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議　長

ございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第３号、受付番号２番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を

求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

（農政水産課入室）

議　長

次に、別冊の議案第４号、農業経営基盤強化促進法、第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議　長

本案につきましては、農業委員会に関する法律第２４条の規定に基づき、議事参与の制限を適用することにしましたので、ご了承をお願いいたします。

議　長

それでは、提案者である農政水産課から１ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第４号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の別府と申します、よろしくお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

説明の前になりますが、今回訂正がありましたので修正分を皆様の手元に用意しております。訂正箇所にはピンク色のマーカーを塗っております。ご迷惑をおかけしますことをお詫びします。

それでは、議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第１７条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法１８条に市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので、議案書の１ページ目をお開

きください。
利用権設定関係総括表、利用権設定関係、
神埼町、新規１０１件、再設定１８件、計１１９件、
内訳は田５００筆、１，２１５，９５３㎡、畑１筆、７４㎡、計５０１筆、１，２１６，０２７㎡。
千代田町、新規１４件、再設定１１件、計２５件、
内訳は田４６筆、１１０，２４８㎡。
脊振町、新規２件、再設定６件、計８件、
内訳は田３４筆、３７，２４３㎡、畑６筆、１，９５３㎡、計４０筆、３９，１９６㎡。
神埼市、合計１５２件、
内訳は田５８０筆、１，３６３，４４４㎡、畑７筆、２，０２７㎡、計５８７筆、１，３６５，４７１㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定された各要件を満たしていると考えます。
総括表による説明は以上です。

議　長
はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の総括表の説明が終わりました。
次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。
１０ページをお開き頂きたいと思います。
神埼町の新規分の受付番号９８番を審議いたしますが、○○番○○委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

（○○番○○委員退室）

議　長
それでは、受付番号９８番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課
【議案第４号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の１０ページの、神埼町、新規９８番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田４筆、１０，７３０㎡となっております。こちらの設定につきましては農地中間管理事業に関わる設定です。その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議　長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第４号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分、受付番号９８番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号９８番については、原案のとおり決定されました。

議　長

それでは、○○番○○委員さん、入室をお願いいたします。

（○○番○○委員入室）

議　長

次に、１３ページをお開き頂きたいと思います。千代田町の新規分の受付番号３番を

審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

（〇〇番〇〇委員退室）

議　長

それでは、受付番号３番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第４号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の１３ページの、千代田町、新規３番の申し出について説明します。

設定する内容は、田２筆、６，３８８㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議　長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第４号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分、受付番号３番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号３番については、原案のとおり決定されました。

議　長

それでは、○○番○○委員さん、入室をお願いいたします。

（○○番○○委員入室）

議　長

次に、議案第４号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の２ページの受付番号１番から１０ページの受付番号１０１番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第４号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の２ページの、神埼町、新規１番から１０ページの１０１番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田４３１筆、１，０８３，８８１㎡、畑１筆、７４㎡、計４３２筆、１，０８３，９５５㎡となっております。なお、９番から１０１番までの設定につきましては、農地中間管理事業に関わる設定です。その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議　長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第４号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議　長

次に、議案第４号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の１１ページの受付番号１番から１２ページの受付番号１８番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第４号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の１１ページの、神埼町、再設定１番から１２ページの１８番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田６９筆、１３２，０７２㎡となっております。１２番から１８番までの設定につきましては、農地中間管理事業に関わる設定です。その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございます。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議　長

ありませんでしょうか。

議　長

○○番○○委員さん。

○○番○○委員

○○番の○○でございますが、農業公社との取り引きで、殆んどの小作料（賃借料）が２万円ですけれども。受付番号１５番については、２万７千円となっていますが、これはどう違うんですかね。

議　長

農政水産課、説明をよいでしょうか。

農政水産課

はい、質問につきましては、現在利用権設定を結ばれてある土地でございまして。此方はですね、現在２万７千円で設定されておられます。今回、〇〇から預ける際に一律で２万円ではなくて、利用権設定をしている分については、現在の小作料で契約をしたいということでしたので、此方だけ２万７千円となっております。

議　長

〇〇番〇〇委員さん。

〇〇番〇〇委員

これには、カントリーの固定経費等は入っていますかね。

農政水産課

それは入ってないです。

〇〇番〇〇委員

入ってないですね、判りました。

議　長

他にどなたか質問ないでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

他に質疑もないようですので採決いたします。

議案第４号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議　長

次に、議案第４号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分の１３ページの受付番号１番から１４ページの受付番号１４番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第４号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の１３ページの、千代田町、新規１番から１４ページの１４番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田２４筆、６３，５４４㎡となっております。７番から１４番までの設定につきましては農地中間管理事業に関わる設定です。その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございます。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議　長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第４号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議　長

次に、議案第４号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の１５ページの受付番号１番から１６ページの受付番号１１番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第４号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の１５ページの、千代田町、再設定１番から１６ページの１１番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田２２筆、４６，７０４㎡となっております。１１番の設定につきましては農地中間管理事業に関わる設定です。その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございます。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議　長

何かありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第４号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議　長

次に、議案第４号、農用地利用集積計画、脊振町の新規分の１７ページの受付番号１

番から受付番号２番までを一括して審議をいたします。
農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第４号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の１７ページの、脊振町、新規１番と２番の申し出について説明します。
設定する内容は、田１９筆、１８，２６０㎡、畑６筆、１，９５３㎡、計２５筆、２０，２１３㎡となっております。その他の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。
説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございます。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議　長

ありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。
議案第４号、脊振町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議　長

次に、議案第４号、農用地利用集積計画、脊振町の再設定分の１８ページの受付番号１番から受付番号６番までを一括して審議をいたします。
農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第４号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の１８ページの、脊振町、再設定１番から６番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田１５筆、１８，９８３㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議　長

はい、ありがとうございます。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議　長

何かありませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議　長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第４号、脊振町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議　長

以上で議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さんでございました。

（農政水産課退室）

議　長

次に、別冊の報告第１号の１ページから２ページをお開き頂きたいと思います。

報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、１ページの受付番号１番から２ページの受付番号６番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第１号、受付番号１番から受付番号６番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知の確認について

農地法第１８条第１項、ただし書き１号から６号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

１ページから２ページに記載しております、受付番号１番から受付番号６番につきましては、すべて経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

受付番号１番、土地の所在、脊振町〇〇、田８，９９２㎡。

受付番号２番、土地の所在、神埼町〇〇、田５，３７５．５１㎡。

受付番号３番、土地の所在、神埼町〇〇、田２，５２３㎡。

受付番号４番、土地の所在、神埼町〇〇、田８，９０７㎡。

受付番号５番、土地の所在、神埼町〇〇、田４，９３３㎡。

受付番号６番、土地の所在、神埼町〇〇、田３，１３６㎡。

なお、貸し人借り人の氏名住所等については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

議　長

はい、ありがとうございます。報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議　長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成２７年第３回神埼市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

議　長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成２７年第３回神埼市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

１０時２７分　閉会

神埼市農業委員会会議規則第２１条第３項の規程によりここに署名する。

平成２７年３月５日

神埼市農業委員会

会　　長　　田　中　　久　男

１６番　　委員　　江　口　　佳　昭

１７番　　委員　　野　口　　富　三